

## 議案第31号

### 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例

【議案提出担当課：税務課】

令和4年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）が令和4年3月31日に公布されたこと等に伴い、この法律による改正内容のうち令和5年1月1日以後に施行される内容等に関し、本条例において所要の改正を行うものであります。

#### 1. 主な改正内容

##### (1) 個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の延長

所得税において、住宅ローン控除の適用期限が延長されることに伴い、所得税から控除しきれなかった額を個人町民税から控除する特例の適用期限を、令和20年度（現行：令和15年度）の個人町民税及び居住年が令和7年（現行：令和3年）であるものまで延長する等所要の措置を講ずる。

【付則第7条の3の2、付則第25条の改正規定】

<施行期日>令和5年1月1日

##### (2) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

上場株式等の配当所得及び株式等譲渡所得について、個人町民税の課税方式を所得税と一致させるよう規定の整備等を行う。

【第18条、第25条の2の改正規定】

<施行期日等>令和6年1月1日（令和6年度分以後の個人町民税に適用）

##### (3) その他法令の改正による条文整理等所要の改正